

「川口市自殺対策推進計画」の概要

1 計画策定の背景

自殺は個人の問題ではなく、社会的な問題であり、避けることのできる死であると言われています。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な要因があることが知られており、本市においても、年間 100 人前後の人が自殺で亡くなっています。

本計画は、平成 28 年（2016 年）に改正された自殺対策基本法に基づき、すべての市町村が策定する「市町村自殺対策計画」として位置づけられるもので、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを念頭に、「誰も自殺に追い込まれることのない川口市」の実現を、市民、関係機関、行政等が一体となって目指すための指針として策定しました。

2 計画の基本理念

誰もが自殺に追い込まれることのない
助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現

3 計画の基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援の推進
- (2) 関連施策との有機的な連携強化による総合的な取り組み
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪としての推進
- (5) 市、関係機関・団体、企業及び市民の役割の明確化と連携・協働の推進

4 計画の期間と数値目標

計画の期間は、平成 31 年度（2019 年度）から 2023 年度までの 5 年間です。

また、本計画における当面の目指すべき目標値として、平成 27 年（2015 年）の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）15.8 を、2023 年までに 12.0、76%に減少させることを目指します。

指標	基準値 2015 年 (平成 27 年)	本計画の目標値 2023 年	2025 年
自殺死亡率（人口 10 万対）	15.8	12.0	11.1
対 2015 年比	100%	76%	70%

資料：地域における自殺の基礎資料

5 施策について

(1) 5つの基本施策

- ア 地域におけるネットワークの強化
- イ 自殺対策を支える人材の育成
- ウ 市民への啓発と周知
- エ 生きることの促進要因への支援
- オ 子ども達が健やかに育つ環境づくりの推進

(2) 3つの重点施策

- ア 高齢者を対象とした取り組みの推進
- イ 勤労者を対象とした取り組みの推進
- ウ 生活困窮者等への取り組みの推進

6 計画の推進

庁内の自殺対策関係部署から組織する「川口市自殺対策庁内連絡会議」において、庁内関係部署の緊密な連携と協力のもと、組織横断的に自殺対策を推進するとともに、進行管理を行います。

また、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関、民間団体等で構成する「川口市地域保健審議会」において、必要な事項について調査審議し連携を図るとともに、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。